

仕 様 書

1 業務の名称

大阪市病児・病後児保育事業業務委託（〇〇〇）

2 業務の内容

（１）対象年齢

〇〇〇

（２）実施時間

前延長時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

実 施 時 間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

後延長時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

（３）対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

ア 病児対応型

大阪市内に居住し、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病児」という。）とする。
なお、次号の対象児童を含めても差し支えない。

イ 病後児対応型

大阪市内に居住し、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病後児」という。）とする。

（４）実施方法

ア 利用登録の受け付け・利用の受け入れ

- ① 利用を希望する保護者から「大阪市病児・病後児保育事業利用登録申請書」（要綱様式第３号）の提出を受け付けること。
- ② 登録した保護者が本事業を利用するときは、「大阪市病児・病後児保育事業利用申請書」（要綱様式第４号）（以下「利用申請書」という。）を提出を受け付けること。
- ③ 対象児童をかかりつけ医等の医師に受診させた後、保護者と協議の上受入れの決定を行うこと。
（病院・診療所以外で実施する場合にあっては、かかりつけ医等の医師が作成した「大阪市病児・病後児保育事業医師連絡票」により症状を確認すること。）
- ④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。
- ⑤ 利用期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲内とする。

イ 保育・看護の実施

- ① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう保育内容を工夫すること。
- ② 衛生面への十分な配慮を施すことで、他の児童及び職員への感染を防止すること。
- ③ 児童が病中又は病後であることに鑑み、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めなければならない。特に、給食については、当日の児童の体調に応じて臨機応変な対応に努めること。また、特別に配慮を要する児童（アレルギー児等）の食事についても対応すること。
- ④ 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
- ⑤ 医療機関以外の事業者が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。
- ⑥ 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応について、あらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- ⑦ 利用期間中の児童の生活状況等の記録を整備しておかなければならない。
- ⑧ 保育中に事故が生じた場合には、大阪市が別途指定する方法により速やかに報告すること。

ウ キャンセル対応

- ① 利用者による当日キャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた場合（利用予定児童4名に対し2名の保育士を配置していたが、1名の当日キャンセルにより保育士が1名余剰になる場合等。）に、当日キャンセルした家庭へ状況確認のための連絡等を行うこと。
- ② 当日キャンセルのあった日時、当日キャンセルした者の氏名、当日キャンセルのあった家庭への連絡等の対応状況について、別途帳簿等で管理し、当該年度の終了後6年間保存すること。
- ③ 予約受付システムや電話連絡等により利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認するなど、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう対応策を講じること。

（５）実施日及び実施時間

本事業の実施日は、原則として、次の各号に掲げる日を除く毎日とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く）

実施時間は、原則として、午前8時から午後5時までとする。ただし、保護者の都合等により真に利用が必要と認められる場合は、適切な保育に努めること。

（６）利用料の徴収 実績報告

ア 保護者から、別表の「②利用料（日額）」欄として徴収すること。

イ 事業者は、本事業の収支の経理状況を明らかにすること。また、「大阪市病児・病後児保育事業実績報告書」（様式第7－1号、様式第7－2号）により別に定める期間までに市長あてに事業の実績を報告しなければならない。

（7）その他

従事者に対し定期的に研修等を実施し、従事者の資質向上に努めること。

3 再委託について

（1） 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 児童の保育及び看護について

（2） 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（3） 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（4） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（5） 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

4 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、「研修実施報告書」にて本市に報告書を提出すること。

障がいを理由とする差別の解消の推進のための
合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名簿

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2 研修内容

実施年月日	講師・ 研修方法等	時間 (分)	対象 (受講人数)